

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成29年11月28日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ナガヤ川奈店 伊東市川奈1258外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社丸元 伊東市川奈1257-415 代表取締役 堀元一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,583平方メートル

（変更後）1,770平方メートル

(2) 施設の運営方法に関する事項

項目	変更前	変更後
開店時刻及び閉店時刻	9:30～19:00 (年間30日9:00～20:00)	9:30～21:45
駐車場を利用することができる時間帯	9:30～19:00	9:00～22:00
荷さばきを行うことができる時間帯	9:00～19:00	6:00～22:00

4 変更年月日

平成30年7月10日

5 届出年月日

平成29年11月9日